

平成18年12月26日改正 文部科学省告示第154号

(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)の附則)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正)

- 2 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目を定める告示(昭和五十六年科学技術庁告示第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条」を「第二条」に改める。

(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正)

- 3 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成十二年科学技術庁告示第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「及び様式第十九の注4」を「、様式第十九の注4及び放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別記様式第一の注6」に改める。